

別紙1

浅口市家庭・園・学校間連絡システム導入業務

調達仕様書

令和4年12月

浅口市

1. 業務名称

浅口市家庭・園・学校間連絡システム導入業務

2. 業務の目的

家庭と園、家庭と学校間の双方向の連絡を可能とするシステムを導入する。

3. 履行期間

システム導入業務：契約締結日から令和5年2月28日

システム運用：令和5年3月1日からテスト運用。

令和5年4月1日から本格運用、令和10年3月31日までの60ヶ月。

4. 利用者情報

組織：市教育委員会、市立保育園1園、市立幼稚園3園、市立こども園2園、市立小学校7校、市立中学校3校。

施設名	所在地	園児児童生徒数
浅口市立竜南保育園	浅口市寄島町 3203-1	40
浅口市立金光幼稚園	浅口市金光町占見新田 288-1	63
浅口市立鴨方東幼稚園	浅口市鴨方町鴨方 141	12
浅口市立鴨方西幼稚園	浅口市鴨方町小坂東 2207	10
浅口市立六条院こども園	浅口市鴨方町六条院中 2072	100
浅口市立寄島こども園	浅口市寄島町 16089-4	89
浅口市立金光竹小学校	浅口市金光町下竹 315	41
浅口市立金光小学校	浅口市金光町占見新田 288-1	379
浅口市立金光吉備小学校	浅口市金光町須恵 160	153
浅口市立鴨方東小学校	浅口市鴨方町地頭上 65	325
浅口市立鴨方西小学校	浅口市鴨方町小坂東 2223-2	116
浅口市立六条院小学校	浅口市鴨方町六条院中 202	319
浅口市立寄島小学校	浅口市寄島町 16089-3	148
浅口市立金光中学校	浅口市金光町占見 61-1	251
浅口市立鴨方中学校	浅口市鴨方町鴨方 780	422
浅口市立寄島中学校	浅口市寄島町 7551	73

※園児児童生徒数は令和4年11月時点

教職員数 約370人(令和4年10月時点)

5. 機能等

(1) 基本要件

①システム要件

- ・導入するシステムは提案時点で製品化されているシステムであること。
- ・インターネットを介してサービス利用できるシステムであること。
- ・システム管理画面は、Web ブラウザ「safari」に対応していること。また、「chrome」「Edge」のいずれかに対応していること。
- ・利用端末の OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- ・システムは 24 時間 365 日利用可能なこと。ただし、システム保守等のための運用使用停止期間を除く。

②セキュリティ対策

- ・SSL/TLS 通信により接続すること。
- ・データセンターが日本国内に設置されていること。またデータセンターの耐震性やセキュリティ対策等について日本データセンター協会の定める 3 相当の対策がされていること。
- ・アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には、速やかに発注者に報告するとともに情報開示を行うこと。
- ・情報セキュリティ事案等発生や不正運用が疑われる場合など正当な理由がある場合には、サービス提供事業者を通じ本市による立ち入りに随時応じること。なお、セキュリティの観点により、データセンターへの立ち入りができない場合は、保守拠点への立ち入り及び第三者監査の結果を開示すること。
- ・職員の誤作動等によるデータ消失に備え、1 日に最低 1 回は登録データのバックアップが取られ、2 週間以上保管されていること。
- ・災害発生時の業務継続性について対策が取られていること。
- ・外部からの不正アクセス対策として、管理画面への接続を学校の IP アドレスに限定できること。また災害など有事の際は、学校へ行けない事を想定し、接続制限を解除することが可能であること。

(2) 機能要件

①システム機能

- ・システム管理画面は、ユーザーID、パスワードによりログインできること。
- ・メインメニュー(ホーム画面)で新着情報が表示(未処理の作業が表示)されること。
- ・園児児童生徒の情報を学校ごとに管理できること。

②アカウント及び操作権限

- ・園・学校及び職員を管理するために、教育委員会用に全体の管理者ユーザーが設定できること。

- ・災害発生などの有事には、教育委員会から登録された利用者(保護者)へ一括配信できる機能を有すること。
- ・園・学校ごとに管理者ユーザーを設定できること。(園長、校長や教頭など管理職の運用を想定)
- ・園・学校管理者が園・学校一般ユーザーの権限設定を管理できること。
- ・園・学校ごとに全職員数分のユーザー登録ができること。
- ・園・学校一般ユーザーが利用者(保護者)へ配信する際は、園・学校管理者の承諾を得る仕組みがあること。
- ・教育委員会、園・学校管理者、園・学校一般ユーザーは、管轄内の登録者一覧及び登録者所属グループを表示することができること。

③園児児童生徒及び利用者登録機能(園・学校側)

- ・園児児童生徒の登録項目は次の情報を含むこと。氏名、学年、クラス。
- ・園児児童生徒情報を登録する際、エクセルファイルやCSV等でインポートすることができること。
- ・園児児童生徒は最低でも次のグループ分けが可能であること。学年、組。児童生徒については特別支援学級、所属クラブ。
- ・児童生徒は複数のグループに所属が可能であること。(例:6-2 と特別支援学級、野球部等)
- ・利用者(保護者)への利用 ID・PW をシステムから発行し、園児児童生徒ごとに ID・PW を印刷することができること。
- ・利用者(保護者)へ登録手順書及び操作手順書が出力可能なこと。

④利用者登録機能(利用者側)

- ・利用者(保護者)がスマートフォンでない場合の対応など、アプリ以外の利用方法があること。
- ・1人の園児児童生徒に対し保護者が2人以上登録できること。

⑤利用者機能(利用者側)

- ・利用者(保護者)が園・学校(職員)からのメッセージ等を受信した際、スマートフォンの専用アプリ等により PUSH 通知を受け取ることができること。

⑥メッセージ配信機能(学校側)

- ・園・学校(職員)がメッセージやファイルを配信できる内容は、一斉配信、個別配信に対応していること。
- ・予約配信ができること。
- ・予約日時に達していないものは取り消しができること。

- ・園・学校(職員)が配信した内容について既読確認ができ、未読者に対して再通知を送ることができること。
- ・メッセージ配信やファイル登録を行う際、2MB以上のファイルをアップロードできること。
- ・園・学校(職員)と利用者(保護者)が双方向でメッセージをやりとりできる仕組みを有している場合は、その機能を無効化できること。

⑦欠席連絡機能

- ・利用者(保護者)が欠席連絡で入力可能な項目は次を含むこと。日付、欠席や遅刻、症状病名、記述項目
- ・利用者(保護者)が欠席連絡した履歴を確認できるもしくは欠席連絡を園・学校(職員)が受理したことが確認できること。
- ・園・学校(職員)が欠席連絡の内容をクラス毎に一覧で確認できること。
- ・園・学校(職員)利用者(保護者)から欠席連絡を受け取った際、システムのホーム画面等に通知されること。
- ・園・学校(職員)は利用者(保護者)から電話で欠席連絡があった場合、園・学校側で欠席入力が行えること。

⑧アンケート機能

- ・アンケート回答状況の確認ができること。
- ・未回答者に催促ができること。
- ・アンケートは設問毎のレポート、集計結果表示が可能なこと。
- ・集計とは別に回答者毎の回答内容を確認できる機能があること。

⑨年次更新機能

- ・進級やクラス替え、卒業等などの年次更新作業が園・学校側で可能なこと。
- ・年次更新はエクセルのインポート、または、システム側で効率的な方法を用いて対応できること。※後者の場合、操作手順説明や操作画面を添付すること。

(3) サポート用件

①ヘルプデスク

- ・教育委員会及び園・学校、利用者(保護者)からのヘルプデスクを設置すること。緊急時を除き、原則、平日営業時間内での対応とし、電話・メールにより受け付けること。

②障害対応

- ・障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

③マニュアル

- ・操作マニュアルが整備されていること。バージョンアップ等によるマニュアルについても適宜マニュアル等の更新を行うこと。

④研修

- ・園・学校向け集合型研修を2回実施すること。(同内容。Web 会議システムを利用した遠隔地からの研修も可とする)
- ・研修は、提案システムに精通した講師を配置し、マニュアルでの説明のみでなく、システムを使用した研修を行うこと。

(4) その他

①今後の機能連携

- ・園については、連絡システムと連携する登降園管理・請求管理機能があり、クラウドでの利用環境の提供が可能であること。(今後、連絡システムと連携し、導入できる機能があれば良い。)

6. その他

(1) 機密保持

- ・受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。契約終了後も同様とする。
- ・正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

(2) 再委託の制限

- ・本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に本市の承認を得ること。
- ・再々委託については認めない。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・本業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、本業務の従事者の健康管理、実施場所における衛生管理及び感染予防・感染拡大防止等を徹底するとともに、国や自治体等から発出される指示・要請等を遵守すること。
- ・また、これらの指示・要請等を受けて、受託者に起因しない要因による本業務の実施が困難となった場合又は実施期間、業務内容の変更が必要となった場合は、速やかに本市と協議し、その指示に従うこと。

(4) その他

- ・本調達の履行について疑義が生じたとき、又は、本調達に伴い本市と交わす契約書に定めない事項については、本市及び受託者の双方で協議の上決定すること。